●平成29年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく 納めていただく「均等割額」と、加入者本人の(基礎控除 後) 所得に応じて納めていただく「所得割額」があります が、所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得 に応じて、次のとおり軽減されます。



●均等割額の軽減

世帯	(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額	均等割の 軽減割合	軽減後 均等割額
【基礎控除額(33万円)】以下の世帯		8.5割	5,956 ฅ
	うち被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない場合)	9割	3,971 ฅ
【基礎控除額(33万円)+27万円×世帯の被保険者数】以下の世帯		5割	19,855 ฅ
【基礎控除額(33万	円)+49 万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2割	31,768 ฅ

●所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額等 (基礎控除後)	所得割の 軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、 153万円~211万円以下)	2割

|ジェネリック医薬品(後発医薬品) に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えること により、自己負担額を300円以上削減で きると見込まれる方に「ジェネリック医 薬品に関するお知らせ」をお送りします。 (7月・1月送付予定)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)と は、最初に作られた薬(新薬: 先発医薬 品) の特許が切れてから同等の有効成分 を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあ たっては、主治医や薬剤師に十分にご相談 ください。

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	均等割の 軽減割合	軽減後 均等割額
後期高齢者医療に加入する日の 前日に、職場の健康保険等の被 扶養者であった方	7 割	11,913 ฅ

※所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の 額が軽減されます。

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方 は、軽減措置の対象になりません。

| 長期に入院したときの 食事代について

入院時食事療養費では、低所 得者Ⅱの認定を受けている期 間において、過去1年間の入院 日数が90日超の長期該当者の 場合、食事の標準負担額が減額 されます。(前の保険の低所得 者Ⅱ区分での入院日数を合算 できます)この減額の適用を受 けるためには、再度申請が必要 となりますので、詳しくは市民

生活課国保年金係にご連絡く

ださい。

医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受 けられた方に「医療費通知書」を お送りします。日数や医療費など が記載されたもので、その内容に ついてお尋ねする場合があります ので、領収書は大切に保管してく ださい。

■交通事故などにあったとき

交通事故など他人(第三者)の 行為によって病気やけがをした場 合でも、健康保険で医療を受ける ことができます。これには届出が 必要ですので、市民生活課国保年 金係にご連絡ください。

後期高齢者医療制度に 加入している皆さまへ

●後期高齢者医療の保険証が新しくなります

75歳以上の方(一定の障がいのある方は65歳以上)が今までお 使いいただいていた後期高齢者医療の保険証が新しくなり、7月下 旬に加入者の皆さまに送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、 被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割または3割となりま すのでご確認ください。

••••

今までの保険証(むらさき色)

<有効期限> 平成29年7月31日まで

新しい保険証(みず色)

<有効期限> 平成29年8月 1 日から

ませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市 役所窓口に返却していただくか、ご自分で裁断す るなどして破棄していただくようお願いします。 平成30年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証有効期限平成30年 7月31日 数保険者委号 00000001 住 所 秋田市山王四丁目2番3号 者 名 秋田県後期高齢者国療広域連合

※現在お持ちの保険証は8月1日からは使用でき

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」を お持ちの方へ

平成28年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税と なる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己 負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額 認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を 受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税と なる世帯の方については、8月1日から有効となる「限 度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送 付します。送付された方は、新しい認定証をご使用くだ さい。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になっ ていなかった方で、8月1日から限度額適用・標準負担 額減額認定証の対象となる方には、申請書を送付します ので、交付を受けたい方は最寄りの市役所窓口で申請し てください。

●後期高齢者医療の保険料額決定通知や 納付書を7月14日に発送します

平成28年中の所得に応じて確定した平成29年度の後 期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、加 入者の皆さまにお送りします。

保険料の徴収方法は、年金額や介護保険料等の状況に より、特別徴収(年金からの納付)と普通徴収(口座振 替または納付書による納付)があります。

●保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めて いただくことになっていますが、納付方法変更の手続きを していただくと、特別徴収から普通徴収(口座振替による 納付)に変更することができます。税務課や各地域セン ター、出張所窓口で随時受付をしていますが、時期によっ てはすぐに口座振替への切り替えができないことがあり ますので、余裕をもったお手続きをお願いします。

後期高齢者医療制度に関する問合せ

【制度運営全般、保険料の算定】 … 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155

【各種申請・届出】 … 仙北市市民生活課 国保年金係 🕾 43-3316 【保険料の納め方】 … 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

13 広報せんぼく Semboku City Public Relations 12